

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和五年十二月十二日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年十月四日奈良県指令建第一一二一九〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年十二月五日建第一〇二二六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市法花寺町七二番一及び高殿町六〇六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市法花寺町九三番地

吉川幸子

一 許可番号

令和五年九月五日奈良県指令建第一一二一三四号

令和五年十一月三十日奈良県指令建第一一二一三四一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年十二月五日建第一〇二二七号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年十二月五日建第五八六八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市片塩町二八六番二及び二八六番一四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市西区立売堀一丁目七番一八号

株式会社国際通信社ホールディングス 代表取締役 安楽友宏

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和高田市片塩町二八六番一四